

台風時等の給食について(見解)

<台風襲来時>

- ・午前 6時30分までに暴風警報が解除になった場合に給食を提供します。
- ・午前 6時30分を過ぎて暴風警報が解除になった場合は給食の提供ができません。

(理由)

台風の進路や影響は予測が困難であり、台風襲来時の給食の食材については、衛生上問題や廃棄等、食材を無駄にしないために事前の発注は行いません。暴風警報が解除になった場合、その当日に発注し納品させ、調理を開始します。その場合午前6時30分が発注のタイムリミットであり、また、調理職員の出勤、調理施設の稼働等、時間的な制約を考慮しても、給食提供の可否判断は、午前6時30分がリミットとなります。給食提供可能とした場合でも、本来のメニューと違う臨時メニューを提供することもあります。

<台風の影響により停電あるいは施設の損壊等があった場合>

- ・午前6時30分までに復旧した場合、給食を提供します。
- ・午前6時30分までに復旧できなかった場合は、給食の提供ができません。
- ・食材を納入する業者が停電等により営業できない場合等はメニューを変更することがあります。

※ 上記の場合、速やかに各学校に連絡します。

(理由)

停電や調理施設・機器が損壊または破損した場合は、給食を調理することができません。それらが復旧した場合でも、暴風警報の場合と同様に時間的制約があり、午前6時30分が給食提供の可否判断のリミットとなります。

そのため、台風が通過し、暴風警報が解除された後であっても、台風の影響により停電が継続した場合や、施設あるいは調理機器が損壊・破損した場合は復旧までの時間によっては、給食の提供ができない場合があります。

令和元年7月2日

嘉手納町学校給食共同調理場